

後見センターレポート

vol.19 (平成31年4月)



かーくん

平成31年4月から診断書の書式が新しくなり、本人情報シートの運用が始まりました。

後見センターでは、後見等の開始申立て及び任意後見監督人選任申立ての際に、診断書の提出をお願いしています。提出された診断書は、本人の精神上的障害の有無や判断能力の低下の有無・程度、鑑定の要否を判断するための資料として用いられています。

国の成年後見制度利用促進基本計画において、「医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が進められ、このたび、診断書の書式が改定されるとともに、「本人情報シート」の導入が決まりました。「本人情報シート」とは、本人を日頃から支援している福祉関係者が、本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。

平成31年4月1日から後見センターを含む全国の家庭裁判所において、新しい診断書の書式と「本人情報シート」の運用が始まりましたので、御協力をお願いします。

【診断書を準備される方へ】

平成31年4月以降に申立てを検討される際には、以下のような流れで診断書をご準備ください。

① 本人情報シートを準備する

- 本人の福祉関係者（ケアマネジャー、ケースワーカーなど）に「本人情報シート」への記載を依頼してください。
- 作成された「本人情報シート」のコピーを1部準備してください。

② 診断書（新書式）を準備する

- 主治医に診断書の作成を依頼してください。
- 【主治医に渡すもの】
- 診断書の書式（成年後見制度用）
 - ①で作成された「本人情報シート」の原本（作成後1か月以内）

③ 家庭裁判所へ申立てをする

【裁判所に提出するもの】

- ②で作成された診断書（原本）（作成後3か月以内）
- ①で作成された「本人情報シート」のコピー

（注意）※詳細については、後見サイトの「申立てをお考えの方へ」のページ内にある、「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。

※新しい診断書・本人情報シートの書式も、後見サイトの「申立てをお考えの方へ」のページからダウンロードすることができます。

※「本人情報シート」を準備することができなくても、医師に診断書の作成を依頼することはでき、また、裁判所に後見開始等の申立てをすることはできます。